Ⅳ章　個別の人権課題解決のために

新潟県では、インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進をはじめ、様々な分野別人権施策を挙げています。どの人権課題も喫緊の課題であり、解決に向けた取組を進めることが大切です。

<インターネットによる人権侵害>

高度情報化社会の進展に伴い、パソコンやスマートフォン等によるインターネットの利用は広く普及しています。しかし、ネットいじめ、ヘイトスピーチ、障害者や同和問題等に関する差別的な書き込みなど、他人を誹謗中傷し、不当な差別的取扱いを助長・誘発する様々な有害情報等がブログやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に掲載されるといった深刻な問題が発生しています。インターネット、ＳＮＳ等の普及と拡大は、あらゆる人権課題において、人としての尊厳や社会生活を暴力的に侵害する状況を作り出してきており、人権をめぐる新たな危機への対応が必要となっています。

インターネットは、正しく活用すれば大変便利なツールですが、一歩間違えると人権侵害や差別拡散を招くツールになりかねません。児童生徒を取り巻く身近な人間関係に重大な影響を及ぼしかねないことから、インターネットの正しい活用の仕方については、学校で適切に指導することが必要です。児童生徒が自らの判断で、人権に配慮して適切に利用できる力を身に付けられるよう発達段階に応じて、繰り返し指導することが大切です。

学校においては、次の事項について推進していきます。

○インターネット上でのトラブルへの対処のために、相談窓口の活用について啓発します。

○インターネット上でのトラブルや人権侵害に関する授業実践にあたっては、子どもや地域の実態を踏まえた全体計画や年間指導計画を作成した上で、計画的に取り組みます。

○個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、インターネットによる人権侵害となる行為を防止するための教育を行います。その際、「相手の立場」や「先のこと」を考える力や、トラブルを回避する力を身に付けるための指導を行います。

＜分野別人権施策の推進＞

1 女性

1 現状と課題

一人一人が生き生きと安心して暮らすためには、男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくりが求められています。そのため、男女がそれぞれの特性や違いを受け止め、互いに理解・尊重し、協力し合う心や実践的態度を育成する必要があります。

本県では平成13年に「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定し、平成14年には「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。さらに、この条例に基づき、平成18年に「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。その後も随時、内容の見直しを図り、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策を推進してきました。

このような取組により、女性の社会参画が着実に進んでいますが、現実の生活の場においては、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度や慣行が、男女が自らの意思で多様な生き方を選択できる社会の実現を難しくしています。また、女性への暴力が深刻な人権侵害となっているなど、男女平等の達成に向けて、解決しなければならない課題が多く存在しています。

2 学校等における推進方策

○男女共同参画社会の実現に向けて、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さ、家族の一員としての役割を果たしながら家庭を築くことの重要性等について、学習の充実を図ります。

○性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した主体的な生き方を選択できるよう、進路指導の充実を図ります。

○セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等、女性に対するあらゆる暴力の防止のための学習機会の充実を図ります。

2 子ども・若者

1 現状と課題

価値観の多様化、核家族化・少子化の進行並びに情報化の進展等、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめ、体罰、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの人権侵害が深刻な問題となっています。

特に、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、国民的な課題として社会総がかりで対応する必要があるため、「いじめ防止対策推進法」が平成25年６月に成立しました。

また、平成21年に制定された子ども・若者育成支援推進法において、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援等の取組が示されたように、今日では、引きこもりや貧困など「若者」をめぐる課題も深刻化しています。

さらに、児童虐待に関する相談件数は増加を続け、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶たず、社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

平成28年に児童福祉法が改正され、それまで「保護の客体」とされていた子どもが「権利の主体」であることが明確にされ、令和元年の改正では、親権者等による体罰の禁止が明文化されました。

子どもの人権が尊重されるため、「児童の権利に関する条約」の理念を基本とした人権教育・啓発を推進するとともに、人権を侵害された子どもへの援助体制の整備・強化が求められています。

2 学校等における推進方策

◇いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題」であることを十分認識し、早期発見・即時対応に努めることが大切です。
◇児童虐待については、親権者等からの体罰は禁止されていることなど、法律内容等の理解の促進や相談窓口の周知に努めるとともに、学校及び教職員には早期発見の努力義務及び通告義務があることを十分認識し、組織的かつ速やかに対応することが大切です。

○子どもの人権に十分配慮し、一人一人を大切にした学校等の運営や教育指導が行われるよう配慮します。

○自他の権利を大切にするとともに、社会の中で果たすべき義務や責任についての学習を実施します。

○各学校で策定する「学校いじめ防止基本方針」等に基づいて、いじめ防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、校内研修等を整備し、いじめ問題等諸問題の解消と未然防止に努めます。

○児童虐待の未然防止、早期対応と適切なケアのため、教職員の共通理解・共通行動を図ります。

○性暴力、性被害の未然防止のため、子どもの発達段階に応じた性に関する適切な指導を実施します。

3 高齢者

1 現状と課題

本県の高齢化率(65歳以上が全人口に占める割合)は、令和２年には33.0%(全国28.7%)となり、全国に比べ早く進行しています。今後、更なる高齢化の進行に伴い、介護を必要とする者の発生率の割合が高くなる後期高齢者の増加が見込まれるとともに、認知症高齢者数も増加するとされています。

高齢者が尊重される社会の実現や高齢者の福祉に関する啓発に関しては、国においては、毎年12月４日から10日までの「人権週間」や毎年９月15日から21日までの間の「老人の日、老人週間」を中心に、年間を通じ、講演会の開催、新聞広告やポスター掲示により、国民の関心と理解を深めるための啓発活動を行っています。当県においても、関係機関・関係団体等と連携し、敬老行事の実施、情報誌の発行等により、広く県民の敬老意識や長寿社会への理解・関心を高めるための啓発活動に取り組んでいます。

また、平成18年度から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」が施行され、当県においては、「新潟県高齢者総合相談センター」や市町村の地域包括支援センターによる総合相談体制の整備、苦情処理制度の周知、高齢者虐待防止に関する研修会の開催、介護サービス関連情報の提供体制の整備、福祉サービス提供事業者に対する指導監査体制の強化、成年後見制度の普及等に取り組んでいます。

高齢者が疾病や加齢によって心身の機能が低下しても、尊厳をもって生活を続けていくことができるよう、地域社会全体で支える仕組みを構築することが重要な課題です。

2 学校等における推進方策

○高齢化の進行を踏まえ、教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てます。

○高齢社会に関する理解や介護・福祉の問題等について知識、技術を習得するための学習の充実を図ります。

○優れた知識や経験等をもつ高齢者を指導者等として依頼し活用します。

○高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流を図る機会を充実させます。

4 障害者

1 現状と課題

平成23年に「障害者基本法」が改正され、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。さらに、平成28年、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的とし、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に努めなければならない旨が規定されました。

しかし、依然として障害者を取り巻く社会環境には、建物内や歩道の段差といった物理的な障壁、障害を理由に資格や免許を与えない制度的な障壁、音声案内や手話通訳などがないことなどによる文化・情報面の障壁、障害者に対する偏見や差別意識等の心の障壁など、障害のある人が地域社会で暮らし、社会生活のすべてに平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

これらの障壁を取り除くとともに、障害のある人が、必要とするサービスを選択し、利用しながら地域で自立して生活できるようにするための支援や取組の充実が求められています。

2 学校等における推進方策

○障害のある子どもが一貫して適切な支援を受けられるよう、学齢期では「個別の教育支援計画」に基づき、教育、保健、福祉、医療、労働等が連携した支援体制構築に努めます。

○交流教育をとおして、障害のあるなしにかかわらず児童生徒がお互いを尊重するノーマライゼーション実現のための取組を一層推進させるため、子どもたちが共に学び共に活動する場や機会の充実に努めます。

○教職員の専門性や指導力の向上を図り、児童生徒一人一人の状態や能力及び適性等に応じた適切な指導や必要な支援の充実を図ります。

5 同和問題

1 現状と課題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題です。

昭和35年、総理府に同和問題解決に資するための同和対策審議会が設置され、昭和40年に同審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識に立って、環境改善、社会福祉等の広い分野における総合的な施策の方向を示しました。

この答申を具体化するため昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、各種同和対策事業が実施されてきましたが、平成14年3月末「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことに伴い、特別対策事業は終了し、その後は一般対策で対応することとなりました。

しかし、全国的にみれば、結婚差別をはじめとして、企業における就職差別、同和地区出身者に対する差別的な発言や落書き、インターネット等に差別的な情報を書き込むなどの行為が後を絶ちません。

平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在もなお部落差別が存在することが明記されました。部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現していくことを基本理念とし、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定されました。

本県においては、これまでも同和問題の解決に取り組んできましたが、生活環境、産業、就労、教育面での残された課題や、教育現場等における差別事象の発生など、未だ同和問題が解消したとは言えない現状にあり、引き続き問題解決に向けた積極的な取組が必要です。

同和問題への理解を深め、また同和地区関係者に対する偏見や差別をなくすための教育を更に推進しなければなりません。

2 学校等における推進方策

○児童生徒に、同和問題についての正しい認識と確かな人権感覚を身に付けさせるため、各学校での充実した授業づくりに向けて、「生きるⅠ～Ⅴ」（新潟県同和教育研究協議会作成教材）を活用するなどして、内容の充実に努めます。

○人権尊重の精神を育むため、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて指導の充実を図ります。

○教職員が、同和問題への理解と認識を深め、実践への意欲や指導力の向上を図ることができるよう、校内研修や差別の現実に学ぶ現地研修等に積極的に取り組みます。

6 外国人

1 現状と課題

交通手段や情報通信技術の進歩などにより、人・もの・情報の国境を越えた大規模な移動が可能となり、グローバル化が進展しています。

人口減少や高齢化が進行する中、人権が尊重される多文化共生社会の大切な構成員として、また、地域経済を支える貴重な人材として、外国人の役割は重要性を増しています。外見や言語及び生活習慣等の違いなどから生ずる偏見・差別等様々な問題に適切に対応することが必要となっており、県民の国際理解の推進や意識啓発、外国人が安心して暮らせる環境の整備などにおいても、民間団体、教育機関、行政がパートナーシップにより取り組んでいく必要があります。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが発生しています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけており、その解消に向けて、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定されました。

2 学校等における推進方策

○学校の教育活動全体を通じ、幅広い視野を持ち、異文化を尊重するとともに、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度やコミュニケーション能力を育成する学習を行います。

○外国籍の人たちとの交流活動をとおして、国家、民族、人種に対する偏見や先入観を排除し、互いの基本的人権を尊重し合う態度の育成に努めます。

7 感染症患者等

1 現状と課題

医学医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、感染症は今なお人類に脅威を与えています。また、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識などを理由として、今も感染症の患者やその家族に対するいわれのない差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等が発生しています。

未知のウイルスによる新興感染症や、再興感染症については、21世紀に入ってからも発生しており、令和２年に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症に関して、感染者や、その家族などの濃厚接触者等、治療・対策に関わった方々等に対して、様々な人権侵害事案が発生しました。このため、令和３年、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、差別的取扱い等の防止について地方公共団体の責務が規定されたところです。

また、ＨＩＶ感染者・エイズ患者等に対しては、病気に対する正しい知識が不十分なことによる誤解や、それに基づく差別や偏見が依然として残っています。

ハンセン病については、平成13年にハンセン病に対するこれまでの国の方針について、熊本地裁において違憲性を認める判決が出され、同年にハンセン病の患者・元患者の名誉回復及び福祉の向上を図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。さらに、令和元年６月に確定したハンセン病家族国家賠償請求訴訟の

判決では、「国をあげて患者・患者家族の境遇をふまえた人権教育などの普及活動を行う」と示されました。

これらの感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれている状況を踏まえ、今後とも、感染症の患者・元患者やその家族等に対する差別等を解消し、人権に配慮した感染症対策の推進、社会復帰や福祉対策の充実等が求められています。

2 学校等における推進方策

○新興感染症についての正しい理解に努めるとともに、不正確な知識や誤った情報等に対する正しい判断力を育成し、新興感染症感染者等に対する差別・偏見について指導の充実を図ります。

○ＨＩＶやエイズ、ハンセン病等についての正しい知識・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、ＨＩＶ感染者やエイズ患者、ハンセン病患者等に対する偏見・差別について指導の充実を図ります。

8 新潟水俣病被害者

1 現状と課題

新潟水俣病被害者の問題は新潟県に特に関係の深い人権課題です。

新潟水俣病は、旧昭和電工鹿瀬工場からメチル水銀を含む工場排水が、阿賀野川に排出されたことにより発生しました。(昭和40年６月公式発表)

日本の四大公害病の一つにも数えられている新潟水俣病は、住民の健康被害だけではなく、偏見や差別による地域の分断をもたらしました。

昭和48年の被害者団体と昭和電工の補償協定締結、平成７年の政治解決、平成21年の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等により、水俣病被害者の救済が図られてきましたが、新潟県では被害の発生から50年以上を経てもいまだ解決には至っておらず、また、今なお、新潟水俣病への理解が十分ではないことなどから、いわれのない偏見や差別をおそれ、被害の声をあげることのできない人や、病気を隠し続けたまま亡くなった人もいるといわれています。

新潟水俣病問題は、公害の発生に伴った差別や偏見等により、人々の絆が奪われる不幸な経験となりました。この教訓を生かし、「水俣病はどのような病気なのか」「被害者はどのような気持ちで裁判に訴えざるを得なかったのか」などについて、多くの人たちに正しい知識を広め、理解を深めていくことが必要です。

2 学校等における推進方策

○「新潟県立環境と人間のふれあい館」を効果的に活用し、新潟水俣病への理解を深めるとともに、新潟水俣病被害者に対する偏見や差別をなくす学習の充実を図ります。

○新潟水俣病問題についての学習活動をとおして、次代を担う子どもたちの関心と理解を深めることに努めます。そのために、「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために～新潟水俣病教師用指導資料集～」、小学校教育副読本「未来へ語りついで～新潟水俣病が教えてくれたもの～」、中学校副読本「新潟水俣病のあらまし」、新潟県福祉保健部のリーフレット「誰もが安心して暮らせるために」等を積極的に活用した学習を進めます。

9 北朝鮮による拉致被害者

1 現状と課題

北朝鮮による拉致被害者は新潟県に特に関係の深い人権課題です。

平成14年9月17日に行われた日朝首脳会談において北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が公式に拉致を認め、交渉の結果、5人の拉致被害者の帰国が24年ぶりに実現しました。

国は拉致問題を日朝間の最優先課題と位置付けましたが、拉致被害者のうち帰国が実現したのは本県出身の3人を含むごく一部であり、それ以外の人は正確な情報がないまま安否確認すらなされていない状況です。

また、帰国した被害者の家族は依然として北朝鮮に残されたままであり、離ればなれの生活を余儀なくされています。

拉致問題は重大な人権の侵害であり、解決に向けて国の毅然とした対応が求められるとともに、帰国した拉致被害者とそのご家族に対しては、安心して自立した生活を送ることができるように、適切な支援を行っていく必要があります。

また、拉致問題の解決には、国の取組を後押しする国民世論の高まりが必要であることから、一人でも多くの県民に、拉致問題が全面解決するまで関心をもち続けてもらえるように、拉致問題をテーマとした県民集会やパネル展の開催、啓発ポスターの作成等の啓発事業が実施されています。

2 学校等における推進方策

○児童生徒の発達段階や学校、家庭、地域の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉える学習を実施します。

○人権教育の視点に立ち、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情の育成を基盤に据えた取組を行います。

○文部科学省選定作品「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」、新潟県教育委員会作成の「北朝鮮当局による『日本人拉致問題』学習資料集」「曽我ひとみさんによるメッセージ動画及び拉致問題学習指導例の活用について」等を活用し、拉致問題についての正しい理解を図り、関心を深める取組を行います。

10 犯罪被害者やその家族

1 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに附随して生じる精神的・経済的被害等様々な被害を受ける場合があり、また、マスメディア・ＳＮＳによるプライバシーの侵害や名誉毀損、過剰な取材により私生活の平穏の侵害を受けるなどのケースが指摘されています。

最近では、犯罪被害者やその家族に対する配慮と保護を図るため、刑事手続き等関連する法改正が行われていますが、制度面だけでなく、被害者の人権に対する理解が、犯罪被害者やその家族に接する職員をはじめとして、広く県民にも求められています。

2 学校等における推進方策

○犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める学習を行います。

○犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援に協力していく態度の育成に努めます。

○犯罪被害者等である児童生徒には、十分な配慮の上で丁寧に対応できる相談体制等の整備に努める必要があります。

11 刑を終えて出所した人等

1 現状と課題

刑を終えて出所した人、執行猶予の判決を受けた人、非行や犯罪を犯した少年などが社会の一員として立ち直ろうとしても、地域社会における誤った認識や偏見によっては、更生への妨げや人権が侵害される恐れがあります。

また、刑を終えて出所した人等の家族についても、その家族であるという理由により、差別的な扱いを受けるなど人権が侵害されることがあります。

このため、地域社会の理解と協力が必要であり、刑を終えて出所した人等に対する差別や偏見を解消するための啓発が必要です。

2 学校等における推進方策

○刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題について理解を深め、偏見や差別を解消するための学習を行います。

12 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別

1 現状と課題

性的指向とは、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは、自己の性をどのように認識しているかを示す概念です。

平成16年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」で、性同一性障害の人の性別の取扱いの変更が規定され、さらに平成20年に要件が緩和されました。また、令和元年に世界保健機関（WHO）が作成する国際疾病分類が改定され、性同一性障害は、精神障害の分類から除外されました。

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性と性の自己意識が異なる人に対して、周囲の理解が十分ではないことから、偏見や差別により、人権に関わる問題も発生しています。現在、このような理由による差別的取扱いは不当なことであるという認識が広がり、差別解消に向けた動きも活発化していますが、依然として偏見や差別はなくなりません。性に関する多様性を多くの人が認識し、理解を深めるための啓発が必要です。

2 学校等における推進方策

○児童生徒の心情に配慮した支援、教職員を対象とした研修機会の積極的な確保、偏見や差別を解消する教育を行います。

○文部科学省周知資料（H28.4.1）「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」（教職員向け）を踏まえ、児童生徒への特有の支援（学校における支援体制、医療機関との連携、学校生活の各場面での支援、卒業証明書等）、相談体制等の充実に努めます。

13 様々な人権問題

1 現状と課題

前述のほか、アイヌの人、在日韓国・朝鮮の人、ホームレスの人、中国残留邦人などに対する偏見や差別、また東日本大震災に起因する偏見や差別その他の様々な人権問題についても、それぞれの問題の状況に応じて適切な取組を行うことが必要であり、あらゆる機会を通じて、偏見、差別を解消し、人権意識の高揚を図るための施策を推進します。

2 学校等における推進方策

○アイヌの人、在日韓国・朝鮮の人、ホームレスの人、中国残留邦人、東日本大震災等で被災した人等、困難な状況の下にある人々の苦境や心情に対する理解を深め、偏見や差別をなくす学習を行います。

問い合わせ先

☆　人権教育・啓発ビデオ・DVDの貸出

新潟県福祉保健部福祉保健総務課　人権啓発室
(http://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/video-moushikomi.html)
電話 025-280-5181　　FAX 025-280-5742
E-mail ngt040210@pref.niigata.lg.jp

☆　新潟県教育委員会内人権教育班

電話 025-280-5607　　FAX 025-285-8087

☆　新潟県教育委員会生涯学習推進課

電話 025-280-5616　　FAX 025-284-9396

☆　新潟県立環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）

(http://www.fureaikan.net)
電話 025-387-1450　　FAX 025-387-1451

☆　新潟県人権・同和センター

電話 025-211-4740　　FAX 025-211-4739

参考資料紹介（リンク集）

◇ 文部科学省

1　人権教育に関する特色ある実践事例
2　情報モラルに関する指導の充実に資する
〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉・
〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉　等

1　2

1は全国の特色ある実践事例と解説コメント、2は動画、指導手引き、ワークシートなどがあります。

◇ 新潟県教育委員会（義務教育課）

・　人権教育、同和教育

新潟県人権教育基本方針や拉致問題学習資料集などを掲載しています。

◇ 深めよう　絆　にいがた県民会議事務局（新潟県教育庁生徒指導課）

・　新潟県いじめ対策ポータル　教員の方向け資料

ＳＮＳ教育プログラムや「ＳＯＳの出し方」に関する授業などの授業案や指導資料があります。

◇ 神奈川県教育委員会

・　人権教育学習教材の紹介

個別の人権課題の授業案や指導資料です。毎年度作成されています。

◇ 奈良県教育委員会

・　奈良県先生応援サイト　人権教育学習資料集『なかまとともに』

校種別の個別の人権課題を扱った指導案集です。

◇ 和歌山県教育委員会

・　人権教育研修資料、人権学習パンフレット等

人権学習の実践事例集、指導の手引き、人権学習のパンフレット等が掲載されています。

◇ 宝塚市教育委員会

・　「性の多様性」の指導に関する教職員向け手引き書

「性の多様性」に関する指導について、就学前・小・中学校の保育・授業実践例を示しています。

参考にしたい主な法令・資料等

○「日本国憲法」（昭和21年）
○「世界人権宣言」（昭和23年 国連総会採択）
○「同和対策審議会答申」（昭和40年）
○「同和教育基本方針」（昭和53年 新潟県教育委員会）
○「子どもの権利条約」（平成元年 国連総会採択）
○「地域改善対策協議会意見具申」（平成８年）
○「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成９年 人権教育のための国連10年推進本部）
○「人権擁護推進審議会答申」（平成11年）
○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）
○「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年 閣議決定）
○「人権教育のための世界計画　第１フェーズ～第４フェーズ」（平成17年～）
○「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］」（平成20年 文部科学省）
○「いじめ防止対策推進法」（平成25年）
○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年）
○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（平成28年）
○「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年）
○「人権教育、同和教育に関する教職員意識調査報告書」（令和２年 新潟県教育委員会）
○「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年）
○「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（令和元年）
○「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」（令和３年２次改定 新潟県）
○「新潟県人権教育基本方針」（令和３年改定 新潟県教育委員会）
○「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和３年）

人権教育「教職員研修の手引き」

令和４年３月発行
新潟県教育委員会
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町４番地1
TEL 025-285-5511